

(参考1)

委 託 契 約 書 (案)

公益財団法人地球環境センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

(実施する委託業務)

第1条 甲は、次の委託業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はその業務を遂行する。

(1) 委託業務名

平成27年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業のJICA等支援プロジェクト連携資金補助事業に係る応募案件の審査支援業務（委託業務）の公募について

(2) 委託業務の内容及び経費

仕様書及び別添委託業務実施計画書のとおり

(3) 契約期間

平成27年●月●日から平成28年3月15日まで

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する経費（以下「委託費」という。）を支払うものとする。

(注)「消費税額及び地方消費税額」は消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の規定に基づき、委託費に108分の8を乗じて得た金額である。

2 乙は委託費を委託業務実施計画書の委託費項目別明細表（以下「項目別明細表」という。）に記載された経費の区分に従って使用しなければならない。委託業務実施計画書に記載された計画が第15条に従って変更された場合であっても、同様とする。ただし、乙は、項目別明細表に記載された経費について、甲が別に定める「平成26年度二国間クレジット制度に係る実現可能性調査等の運営等委託業務 GEC 契約事務処理規程」（以下「GEC 契約事務処理規程」という。）を適用し、事務処理規程に規定する範囲内で項目間の流用をすることができる。

(委託業務の遂行)

第3条 乙は、委託業務を、委託業務実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が第15条に従って変更された場合でも、変更された計画に従って実施しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、発生したときから7日以内に、その旨を甲に通知しなければならない。

(権利義務の承継等)

第4条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約保証金)

第5条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

(再委託)

第6条 乙は、この委託業務をさらに第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することをあらかじめ委託業務実施計画書に定め、甲が認めた場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きにより委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。

(業務報告の提出)

第7条 乙は、仕様書に定める提出期限、内容、部数で、業務報告を提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定による業務報告を提出するときは、委託費の支出内容を明らかにした様式第1による委託業務完了届1通を作成し、甲に提出するものとする。

3 前項の委託業務完了届は第1条第3号に定める契約期間内に提出しなければならない。

(検査及び報告の徴収)

第8条 甲は、前条第2項に規定する委託業務完了届を受領したときは、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを速やかに検査するものとする。

2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

(1) 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての契約期間中の検査

(2) その他甲が必要と認めた検査

3 甲は、前2項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

(1) 調査報告に記載されている調査の内容と支出した経費との整合性

(2) 委託業務実施計画書と調査報告の内容の整合性

(3) 第29条に掲げる帳簿及び書類

(4) その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

4 甲は、本条第1項及び第2項の検査を乙の事業所（再委託者の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。

5 甲は、本条第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

6 乙は、前項の通知を受けたときは、事務処理規程に掲げる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

7 甲は、必要があると認めるときは、本条第1項及び第2項の検査に環境省の職員を立ち合わせるすることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

8 甲が検査を実施できる期間は、契約期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条第1項の検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が本契約に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した経費の額と第2条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額を甲が支払うべ

き額として確定し、乙に通知する。

(委託費の支払)

第10条 乙は、前条の通知を受けたときは、様式第2による支払請求書により、前条の規定により確定した額（以下「確定額」という。）を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を甲が受領した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、甲が約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、未払金額に対し政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に請求することができるものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

第12条 乙は、第8条第2項第2号の検査の結果、第10条第2項の規定に基づき既に支払いを受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の確定後過払金を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

(不可抗力による本契約の解除)

第13条 天災地変その他止むを得ない事由により、契約業務の遂行が不可能又は著しく困難になったときは、甲および乙は、相手方と協議のうえ、本契約を解除することができる。

(契約変更)

第14条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

(1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、契約期間又は委託業務実施計画書に定められた目的の変更を行う必要が生じたとき。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で本契約の一部の履行が困難となったとき。

(3) 日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたとき。

(委託業務実施計画書等の変更)

第15条 乙は、前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合、及びそれ以外の場合で委託業務実施計画書に記載された内容の変更を行う必要が生じたときは、様式第3による委託業務実施計画変更申請書2通を

甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。ただし、乙が甲に申し出て、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は本条第5項及び第6項に規定するところによる。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された委託業務実施計画書の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
- 3 甲は、本条第1項の規定により乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。
- 4 甲は、本条第2項の規定により委託業務実施計画変更申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
 - (1) 前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更契約を締結する。
 - (2) 第1項の規定により委託業務実施計画書に記載された内容の変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 5 乙は、本条第1項ただし書に規定する委託業務実施計画書の軽微な変更が生じたときは、様式第4による委託業務実施計画変更届出書1通を甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、前項の規定により委託業務実施計画変更届出書を受理した場合は、当該受理日をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 7 甲又は乙は、その代表者、住所又は団体名を変更したときは、代表者等の変更通知書により速やかに相手方に通知しなければならない。

(変更契約地)

第16条 甲及び乙が第14条の規定に基づき本契約を変更する契約を締結するときは、甲の法人登記上の主たる事務所の所在地においてこれを行う。

(甲の解除権)

- 第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
 - (2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - (3) 乙が本契約に関して虚偽の報告等の不正をしたとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは催告することなくこの契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第18条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第17条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(危険負担等)

第20条 第17条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第13条及び前条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙はその解除により完了できない委託業務についての履行義務を免れるものとし、甲は、既に乙が実施した委託業務に係わる経費を、乙に支払うものとする。

(不正行為に対する措置)

第21条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるときは、乙の事業所等に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、第8条第2項第2号に規定する検査を行うものとする。

4 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定後過払金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、確定後過払金の額につき年5%の割合により計算した利息、又は確定後過払金の額につき年5%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。

5 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

6 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

(履行遅延金)

第22条 乙は、乙の責に帰すべき事由により最終報告を提出期日に遅延して提出したときは、提出期日の翌

日から提出履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。ただし、甲は乙にやむを得ない事情があると認めるときは、履行遅延金を免除することができる。

(違約金)

- 第23条 甲が第17条及び第18条第2項の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、甲に支払わなければならない。
- 2 乙が第19条の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は違約金として解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、乙に支払わなければならない。
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の百分の十に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 甲又は乙は、前三項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(損害補填)

- 第24条 乙は、委託業務の実施に際し乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、第17条第2項、第3項又は第18条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 3 乙は、項が第17条第2項、第3項又は第18条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第25条 乙は、第17条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(賠償責任)

第27条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害について、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わない。

(成果の帰属)

第28条 委託業務の実施により得られた発明、考案、意匠、ノウハウ等の一切の技術的成果及びこれに関連する工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権）と著作権は、全て甲に帰属するものとする。ただし、本契約締結以前から乙又は第三者に帰属していた技術的成果及びこれに関連する工業所有権と著作権は、引き続き乙又は第三者に留保されるものとする。

(委託業務上の守秘義務)

第29条 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の指示があった場合又はあらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(委託業務の管理)

第30条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 委託業務の進捗状況、実施方法等に関する報告を求めること。

(2) 甲の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち合わせること。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が本契約の変更あるいは委託業務実施計画書の変更に係る場合には第14条又は第15条に規定するところによる。

(通知の発効)

第31条 甲から乙に対する文書の通知は乙の受信の日から、乙から甲に対する文書の通知は甲の受信の日からそれぞれ効力を有するものとする。

(帳簿等の整備)

第32条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し事務処理規程に定める帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に要する経費を項目別明細表の区分に従って、前項の帳簿に記載し、かつ、その支出内容を証明し、又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 乙は、前項の帳簿及び書類を、契約期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

(物品管理)

第33条 乙は、委託費により取得した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、前項の物品のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し、又は本契約を解除したときに甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。

(協力事項)

第34条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第2号ないし第4号については事前にその条件を協議するものとする。

- (1) 成果に関する資料（業務報告書を除く。）の作成
- (2) 甲が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (3) 委託業務に係る日本国政府の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (4) 委託業務完了後の評価等に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席

(存続条項)

第35条 甲及び乙は、契約期間が終了し、又は第13条、第17条若しくは第19条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第8条第8項及び第32条第3項

- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第4条、第21条及び第29条第1項

- (3) 契約期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から1年間効力を有するもの。

第29条第2項及び前条第1号から第5号まで

(裁判管轄)

第36条 本契約に関する訴は、大阪地方裁判所の専属管轄に属する。

(その他定めのない事項等の取扱)

第37条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上定める。

(特約条項)

第38条 委託費確定額の支払いについては、乙の実施した委託業務内容について環境省による検査があるため、第10条第2項の定めにかかわらず、甲は同省からの委託費確定通知を受理した日から速やかに支払を行うものとする。この限りにおいて、乙は第11条に定める支払遅延利息の請求を行うことができないものとする。

本契約の証として、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

平成27年●月●日

甲 大阪市鶴見区緑地公園2番110号
公益財団法人 地球環境センター
理事長 鈴木 直

乙 ○○県○○市○○○○
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○